

横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおける奨学寄附金の取扱いに関する要綱

制定 平成25年5月24日

改正 平成27年1月1日

(目的)

第1条 この要綱は、横浜市立脳卒中・神経脊椎センター（以下「病院」という。）における奨学寄附金の取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 民間機関等 国、地方公共団体、その他法令で定める法人その他の者をいう。
- (2) 奨学寄附金 病院の臨床研究を奨励するための民間機関等からの寄附金をいう。

(適正使用)

第3条 医師は、奨学寄附金をそれぞれの研究に必要な経費として適正に使用しなければならない。

(受入れの基準)

第4条 奨学寄附金は、病院の臨床研究上有意義であり、かつ、本来の診療に支障をきたすおそれのない場合に受け入れることができる。

(受入れの条件)

第5条 奨学寄附金は、次の各号に掲げる条件のもとに受け入れるものとする。

- (1) 奨学寄附金による研究の成果は、原則として公表できるものとする。
 - (2) 奨学寄附金による研究の研究期間は当該年度末までとする。ただし、研究遂行上必要と認められる場合は、当該年度から5年を超えない範囲の年度末までの間で定めることができる。
 - (3) やむを得ない事由により奨学寄附金による研究の継続に支障が生じたときは、当該研究を中止することができる。
 - (4) 奨学寄附金による研究は、奨学寄附金の納付前には開始できない。
 - (5) 奨学寄附金が指定期間内に納付されない場合は、寄附の受入れを解除することができる。
- 2 前項第5号の条件については、民間機関等が国、地方公共団体、その他の団体である場合は、双方協議の上、これを付さないことができる。
- 3 寄附の受入れを解除し、又は受入内容を変更する必要があるときは、あらかじめ病院

長の承認を得るものとする。

(申込み)

第6条 寄附を申し込む場合、民間機関等は、奨学寄附金申込書（第1号様式）を、病院長に提出しなければならない。

(受入れの決定)

第7条 病院長は、前条の寄附の申込みがあったときは、横浜市立脳卒中・神経脊椎センター利益相反委員会に諮り受入れの可否について決定する。

(受入承諾通知)

第8条 病院長は、前条により寄附の受入れを決定したときは、民間機関等に対し受入承諾通知書（第2号様式）により通知する。

(奨学寄附金)

第9条 民間機関等は、病院に対して寄附を行い、病院が経理する。

2 奨学寄附金のうち、100分の90を、研究及び研修に必要な経費として、研究担当職員に配分する。ただし、民間機関等に特別な事情がある場合は、双方協議の上、定めるものとする。

3 奨学寄附金は原則として返還しないものとする。ただし、特別な理由により返還する必要があるときは、あらかじめ病院長の承認を得るものとする。

(研究助成団体等の助成金)

第10条 民間の研究助成団体等が行う助成のうち、医師個人に対して支給される研究資金の提供を受けるもので、医師が病院の施設・設備を使用し、職務として当該助成金による臨床研究を行う場合、研究助成団体等又は医師は、当該助成金を病院に寄附するものとする。

(設備等の取扱)

第11条 奨学寄附金により取得した設備等は、病院に帰属し、無償で民間機関等へ譲渡することはできない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年5月24日から施行する。